

長崎労働局発表
令和8年3月2日(月)

長崎労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 橋本 浩紀
室長 補佐 白石 重晴
(直通電話) 095-801-0050

令和7年度第2回長崎地方労働審議会の開催について

長崎地方労働審議会を公開により開催いたします。
審議会の取材または傍聴を希望される方は、事前にお申し込みください。

記

1 日時

令和8年3月16日(月) 14:00~16:00

2 場所

ホテルセントヒル長崎 妙見の間(2階)
長崎市筑後町4-10(電話 095-822-2251)

3 議題

- 令和7年度長崎労働局行政運営方針にかかる主要課題への取組状況について
- 令和8年度長崎労働局行政運営方針(案)について
- 長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃の廃止決定についての諮問に係る
家内労働部会からの報告

4 その他

取材または傍聴を希望される方は、会場準備のため3月12日(木)までに、別添の「令和7年度第2回長崎地方労働審議会の開催について」に記載する要領によりお申し込みください。

なお、審議会当日の委員の出欠状況により定足数を満たさず、審議会の開催を見送る場合もありますので、ご了承ください。

令和7年度第2回長崎地方労働審議会の開催について

標記について、以下のとおり公開により開催いたします。

取材または傍聴を希望される方は、下記の要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和8年3月16日(月) 14:00~16:00
- 2 場 所 ホテルセントヒル長崎 妙見の間(2階)
長崎市筑後町4-10 (電話 095-822-2251)
- 3 議 題
 - ・ 令和7年度長崎労働局行政運営方針にかかる主要課題への取組状況について
 - ・ 令和8年度長崎労働局行政運営方針(案)について
 - ・ 長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃の廃止決定についての諮問に係る
家内労働部会からの報告
- 4 取材・傍聴者 若干名
- 5 要 領
 - (1) 会場設営の関係上、令和8年3月12日(木) 17時15分までにお申し込みください。
 - (2) 取材・傍聴希望者ごとに、別紙1「令和7年度第2回長崎地方労働審議会傍聴申込書」に記載のうえ、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法によりお申し込みください。
 - (3) 希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。
会場スペースが限られているため、お申し込みいただいても取材・傍聴できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
抽選の結果、取材・傍聴できない方に対しましては、後日ご連絡させていただきます。
 - (4) 当日、入室の際に、ご本人であることを確認させていただく場合がございますので、ご本人であることが分かるもの(運転免許証、社員証等顔写真付きのもの)をお持ちください。
なお、審議会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。
- 6 その他
 - (1) 取材・傍聴される方は、別紙2の「取材・傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになられる方など、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。
 - (3) 審議会当日の委員の出欠状況により、定足数を満たさず、審議会の開催を見送る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【送付先・問合せ先】

〒850-0033 長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル3階
長崎労働局 雇用環境・均等室(担当) 室長補佐 白石
電話 095-801-0050
e-mail : shiraishi-shigeharu@mhlw.go.jp

(別紙1)

令和7年度第2回長崎地方労働審議会 取材・傍聴申込書

所在地又は住所	〒
所属団体又は勤務先	TEL
(ふりがな) 氏 名	

※ 窓口に持参された場合を除き、書面到着の確認のために当方よりご連絡いたします。

【ご連絡先】

〒850-0033

長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル3階

長崎労働局 雇用環境・均等室

担当者：白石

e-mail：shiraishi-shigeharu@mhlw.go.jp

事務局確認欄

長崎地方労働審議会の取材・傍聴に当たっての遵守事項

- 1 取材・傍聴整理券番号と同じ番号の席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等音の出る機器については、必ず電源を切って傍聴してください。
- 4 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。なお、ご本人の許可を得ずに個人が特定される形で他の傍聴者を撮影することはおやめください)。
- 5 静粛を旨とし、意見を表明するなど審議の妨害になるような行為はしないでください。
- 6 審議における言論に対し、賛否を表明や拍手をすることはできません。
また、会議開始前後の審議会委員等への要請、陳情等はお控えください。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕及び拡声器等、審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン及び腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 飲食はしないでください。
- 10 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 11 その他、長崎地方労働審議会会長及び同事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

※ なお、これらの事項を遵守いただけない場合には会長が退出を命じることがあります。